

子どもの死と卒業証書

—東日本大震災における慰霊と癒しの形—

大村 哲夫

はじめに

死亡した子ども¹に、卒業証書が授与されることがあることをご存知だろうか。

2011年3月11日に発生した東日本大震災においても、被災地の公立学校では犠牲となった児童生徒²に卒業証書を授与している。法定文書である卒業証書を、死亡して学籍を喪失した児童生徒に授与することには、法的には問題があると言える。遵法意識が高いはずの公立学校において、これらの行為が非公式に行われてきたのは、そこにそうせざるを得ない必然性があったからに他ならない。本論文は、授与の実態とその理由を明らかにしようとするものである。本研究によって、卒業証書授与は、宗教的活動が禁じられた公立学校ゆえの慰霊・鎮魂、癒しの儀礼、すなわち死者と生者のグリーフ・ケアであり、サバイバーズ・ギルトを克服するものであること、民間信仰の世界と通底する心性に基づいた行為であると考えることができる。

本研究の背景

2011年3月11日、東日本大震災による地震、津波により死者・行方不明者を合わせ2万人もの人が犠牲となった。また原子力発電所のメルト・ダウンが発生し、避難生活中に死亡するなどの震災・原発関連死も少なくない。震災後10年経つ今も避難生活を続ける人も多く、原子力発電所の廃炉作業は終結を見通すことができない。かつて海沿いに櫛比していた街並みは消滅、代わりに茫漠たる荒地が広がっており、人々が生きていた面影を偲ぶものは何一つ見

1 本論文における「子ども」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校・高等学校の生徒、及びこれに対応する特別支援学校の児童・生徒とする。

2 本論文における「児童生徒」とは、脚注1の幼児・児童・生徒を包括する。

出すことはできなくなった。以前の街並みを覚えている人であっても、昔から曠野であったと錯覚してしまうほどだ。

この災害では、多くの子どもも犠牲となった。災害の発生した3月11日は、小学校では卒業式前、中学校では卒業式当日、高等学校では卒業式後となっていた³。したがって2011年の卒業式は中止を余儀なくされた学校も多かったが、翌2012年3月には通常通りの卒業式が行われた。それを伝えるTVのローカル・ニュースでは、卒業式の映像と共に、震災で死亡した児童生徒にも卒業証書が授与されたことが報じられていた。筆者はこれまで、病気や事故、いじめなどによって在学中に死亡した児童生徒に、卒業証書が授与された事例があることに関心を持ってきた。死亡して学籍を持たない子どもに卒業証書を授与するという「非合理的」行為に、誰の、どのような意思が働いているのか、そこにもどのような意味が込められているのか、いつ頃から見られる現象なのか、地域性はあるのかなどである。筆者は宗教心理学者として、人が敢えて合理的とは言えない行動を選択する時、そこには必ず心理的に深い重要な意味が存在する(大村 2016ほか)として、死児に卒業証書を授与する行為にも強い関心を寄せてきたからである。しかし、「非合法」的授与であり、子どもの死に関わる痛ましい事例であることなどから、資料が乏しい上に調査の実施は困難であり、また先行研究も見出すことができなかった。

しかし、震災後の卒業証書授与の報道を知ったことで、災害で犠牲となった子どもの慰霊という観点から授与を捉え、その実態を広範に調査することの必要性を感じ、研究計画を策定することにした。調査を通して、大規模災害下における子どもの死というグリーフ(悲嘆)の受容と、そのケアの可能性につながる研究としたいという意図があった。亡くなった子どもたちと悲しみに暮れる遺族や関係者、そして調査に協力してくれた学校関係者に、些かなりとも報いることができる研究でありたいと考えたからである。

3 卒業式の日程は、設置する自治体ごとに異なるが、多くは本文の通りであった。

公教育における宗教的活動の禁止

私たちの社会は、死別というグリーフへの伝統的対処法として、葬儀などの宗教的儀礼を行ってきた。習俗化しているとはいえ葬送儀礼には、死者を慰めあの世へ送り出すのみならず、遺族を慰め、遺族を扶け、後継者を承認して社会的地位の再確認をするなどの心理・社会的意味はなお存在している。従って学校における死者への対応も、このような葬送儀礼を行うことができれば何らかの効果が期待し得るかも知れない。実際、宗教立の私立学校では追悼ミサなどの宗教儀礼が行われている。しかしながら日本の公立学校では、「宗教的活動」が禁じられているため、葬送儀礼を持ち込むことはできない。その根拠とされるのは、日本国憲法（1946年公布、1947年施行）である。

- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない（『日本国憲法』第二十条3）

これを受けて教育基本法（旧法1947年公布・施行）では、

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない（旧法『教育基本法』第九条2）

とあり、明確に宗教的活動を禁じている。2006年に全面的に改正された新教育基本法でも同様である。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない（新法『教育基本法』第二五条2）

これは第二次世界大戦敗戦前の日本が、国家神道を創設して教育に取り入れ、国民の精神的統一を図り、侵略戦争への道を歩んだことへの反省からである。また国家神道以外の仏教やキリスト教、新宗教等もおしなべて積極的に戦争協

力を行ったことにより、国民の宗教全般への信頼感が損なわれ、厳しい政教分離政策が求められたからとも考えられる。そのため公立学校では、死者のための慰霊に関わる葬儀、供養、追悼ミサなど宗教的活動を行うことができず、宗教資源を利用することはできなくなっている。

卒業証書とは

卒業を証明する書類としては、卒業証書の他に卒業証明書があり、学歴の証明書類としては後者が利用されることが多い。しかし卒業証書には、卒業を証する象徴的な意味⁴もあり、法的根拠もある。

第五十八条 校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。（『学校教育法施行規則』文部省令第十一号 1947年）

第五十八条は、中学校、高等学校、特別支援学校、大学などにも準用規定があり、卒業証書は全ての学校に授与が義務付けられた公的文書である。そのため死亡して学籍を喪失した児童生徒へ授与することは、法令を逸脱する虞れがある。公立学校があえてこうした「違法」行為⁵をとることの背景には、そのリスクを上回る「意味」が込められていることが窺われる。合理的行動を重視する人間が、「非合理」行動を敢えて行う時、そこには深い心理的意味が存在するのだ。

4 卒業を証明することが目的であれば、卒業証明書で足りるはずだが、死児に交付したという事例は聞かない。死児に授与される卒業証書には、台帳に記載される番号がないことが殆どである。このことから、死児の「卒業」は、「事実」が問題ではなく「象徴」としての意味が込められていることがわかる。

5 卒業証書の授与は法令上校長の権限だが、監督機関や設置者の意向を無視して行うことは考えにくい。しかし本調査によって、同一教育委員会の管轄下にあるにも関わらず、授与と不授与に分かれたこと、筆者が調査の打ち合わせを行った県教育委員会の事務局からの聞き取り（「(学校への)一切の指示はしていない」）からも、各学校において独自の判断をしたと考えられる。

調査対象と方法

被害の甚大であった被災三県（岩手、宮城、福島）を調査対象としたが、本論では最終的に纏まったデータが得られた宮城県の事例をもとに分析する。宮城県教育委員会によると公立の幼稚園から高等学校、特別支援学校まで合計327人の死亡、35名の行方不明という甚大な被害を受けている（2013年 宮城県教育委員会）。その内訳は以下の通りである。

表1 宮城県公立学校における震災被害幼児児童生徒数

校種	学校数（内訳）
幼稚園	3園（死亡8名、不明1名）
小学校	33校（死亡167名、不明19名）
中学校	22校（死亡67名、不明7名）
高等学校	35校（死亡79名、不明8名）
特別支援学校	2校（死亡5名、不明0名）
計	95校（死亡327名、不明35名）

宮城県教育委員会提供資料（2013年2月28日現在）をもとに筆者作成。
（大村 2013作表）

調査方法は、調査そのものの侵襲性を考慮し、選択肢と自由回答を併用した半構造化質問紙を作成、調査依頼文と共に震災で犠牲となった児童生徒が在籍した各校園長宛に郵送した。第1次の調査は、2013年度入学式が終了した2013年4月上旬に行い、回収期限は4月末とした。また第2次調査⁶は2016年に同時期に実施した。

主な調査項目は、以下の通りである。

- 1) 2011年から2016年の間に死亡した児童生徒が在籍した学年の卒業式の有無。

6 第1次調査は、科研費（基盤研究C、代表 大村哲夫、課題番号24520906、2012）の助成を得た。第2次調査も科研費（基盤研究C、代表 大村哲夫、課題番号15K02052、2015）の助成を活用した。

- 2) 各年度毎における死亡児童生徒への「卒業証書」授与の有無。
- 3) 死児へ授与した卒業証書の形式。
- 4) 授与の形式（卒業式中、または事後など）。
- 5) 授与の発案者及び授与の理由。
- 6) 過去における前例の有無とその具体例。
- 7) その他、自由記述。

設問は、人的被害を出した学校を対象としていることを考慮し、極力侵襲的にならないよう配慮した。卒業証書授与については、授与と非授与と対応が分かれることが予想されたため、その「是非」を問うものではないこと、答えにくい・答えたくない質問に対しては、記入しなくてもよいことを依頼文及び調査票に明記した。

結果及び考察

1. 調査票の回収率

2次にわたる調査の結果、幼稚園66.7%、小学校60.6%、中学校86.4%、高等学校74.3%、特別支援学校100%と、全体で72.6%の回収率となった。

これは回答する学校関係者の心的負担⁷に加え、震災被害によって学校そのものの避難、統合や廃校による調査不能、授与行為そのものの違法性、学校管理下の児童生徒の死亡についての責任の所在⁸などを考慮すると高い協力が得られたと考えられる。

2. 授与した学校の割合

幼稚園で最も多く、ついで中学校、小学校と続き、高等学校と特別支援学校

7 第1次調査では、回答が得られなかった学校が第2次調査では回答を寄せているケースが複数見られる。自由記述欄には、(第1次調査時には)とても書けなかった、今だから回答できるといった記載も見られた。

8 学校管理下における児童生徒の死ということで、訴訟となっているケースもある。またそうした学校からは、回答が寄せられなかった場合もある。

ではほとんど授与されていないことがわかる。地域との距離の近い幼稚園や義務教育校と、通学範囲の広い高等学校や特別支援学校の違いだろうか。または地域の教育委員会管轄下と、県教育委員会管轄下の違いによるのだろうか。

表2 死亡した児童生徒に卒業証書を授与した学校・園の割合

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
授与率	66.7%	33.3%	59.1%	2.9%	0%

大村作表 2020

3. 授与した年

死亡した児童生徒へ卒業証書を授与した年とその人数は以下の通りである。

表3 死亡した児童生徒への卒業証書授与の年と人数

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	合計
2011年	1人	2人	5人	—	8人
2012年	0人	4人	20人	1人	25人
2013年	1人	10人	11人	0人	22人
2014年	0人	0人	0人	0人	0人
2015年	0人	1人	0人	0人	1人
2016年	0人	1人	0人	0人	1人

2013大村作表, 2020年改訂

* 2011年3月11日に発災したため、小学校では卒業式を中止した学校がある。中学校においても震災当日の午前もしくは午後が卒業式であった学校があり、実施の有無が分かれる。高等学校では、震災以前に卒業式が終わっているため、3年生の犠牲はなかったと捉えている場合（学籍上は3月31日まで在籍）もあった。

死亡した年の卒業式だけではなく、2012年、2013年、2015年、2016年にも、卒業証書の授与が行われていることに注目してほしい。幼稚園では3年後、小学校では6年後、中学校では3年後まで授与があるということは、校園の修業年数と重なっている。すなわち死者が、死ななかった児童生徒とともに、「進級」し、「卒業」したと見做されていることが示唆されるのである。

4. 授与の形式

死児に授与された卒業証書と、一般の卒業証書は全く同じものだろうか。実

ほとんどの学校が「台帳番号」を記入していない⁹と回答している。卒業者の氏名を記録する卒業生台帳と連動する番号がないということは、台帳には卒業者として記載されていないことが推察される。このことから、死者の実際の「卒業」が問題なのではなく、仮想の卒業を象徴する卒業証書が重要であることが分かる。また法定文書としての卒業証書の「違法性」という問題を回避する意図もあるかもしれない。

5. 授与の発案者

筆者は調査前、卒業証書の授与は、遺族の強い要望に学校が応じたもの¹⁰と考えていた。しかし調査の結果は、それが間違っていたことを示した。まず発案者について複数回答を認める条件で訊ねた結果は以下の通りである。

表4 誰が卒業証書授与を発案したか

	小学校	中学校	高等学校
教員	5	7	1
遺族	2	2	
遺族以外の保護者			
教育委員会	1		
その他			

単位：校、複数回答あり
(大村 2016作表)

優先順位、自由回答欄を参考にすると、全てのケースで教員が発案し、その後遺族の意向を確認していたことがわかった。管理職を含む教員は、遺族の意向や事情を忖度しつつ慎重に計画し、他の児童生徒・保護者の意見¹¹も参考に

9 1校のみ「他と異なる」との回答があった。

10 過去のいじめによる自殺事例などでは、そうしたケースがあったとされる。

11 2013年の調査では、遺族ではない保護者の要望や、他の児童生徒の要望も挙げられたが、2016年の調査ではあげられなかった。このような問題は他の項目でもある。震災の被害を受けた学校の教員は積極的に人事異動がなされ、2016年になると対象校で震災を経験した教員が激減している。そのため第1次調査と第2次調査では記載内容に齟齬が生じている。しかし、2016年になったのでやっと記載できたとする回答もあり、こうした調査の難しさを実感

授与の申し出を行っていたようだ。このことは、学校側にも授与しなければならない事情が存在したということになる。言い換えれば、「慰霊」の儀礼としての卒業証書授与を必要としたと考えられる。

6. 授与の理由

授与の理由はさまざまであることが予想され、また筆者が思いもしなかった理由が挙げられるかもしれないと考え、選択肢と自由解答欄を組み合わせで質問した。その結果は、以下の通りである。

表5 授与の理由

	小学校	中学校	高等学校
追悼する気持ち	5	4	1
一緒に卒業させたい	4	7	1
遺族の要望		1	
遺族を慰める	2		1
児童生徒の要望			
学校として必要	2		1
前例があった			

単位：校、複数回答あり、大村作表（2016）

最も多かったのは、「死んだ子どもと一緒に卒業させたい」という回答であった。学校側への調査であるため、追悼する気持ちが最も多くなると予想していたが、それを上回った。筆者は、このことは重要な意味を持っていると考えている。また遺族への配慮も、予想していたより少なかった。また「学校として必要」という回答が見られたのも注目に値する。2013年の調査で挙げられた「児童生徒の要望」が2016年の調査ではあげられなかった。こうした記憶は薄れていくのだろうか¹²。

している。

12 脚注8でも触れたが、震災後の人事異動等により、児童生徒の死亡といういたましい経験の伝承の生々しさは変質していくのだろう。また調査協力者が校園長であるための限界も考えられる。記者は、校長であることもあるが、多くは教頭や教務主任のうち当時在職して

さて自由記載欄に記された授与の理由の一部を紹介する¹³。記載者の感情や葛藤の表現を尊重するため、文意を損なう加工はしていない。

1) 幼稚園

「両親は家族5人のうち、祖母、子ども2人（小一、年少）の3人を失い深い悲しみの中にいた。園行事に両親で参観に来られ、『そこに子どもがいる気持ちになれるから』と話した。職員全体がとても重い2年間だった。『忘れてほしくない』両親のつらさを想うと是非修了証書を出してやりたかった。幼稚園での生活の場面を思い出し、ここにみんなと一緒にいたことを修了の証として授与させていただいた」 A幼稚園

「人は皆、永久欠番。同じ時を共に生き、在籍したことを大切にされたから」 B幼稚園

2) 小学校

「運営会議で各校の実情をもとに話し合った。保護者（児童の親も津波で亡くなり、祖父母）の意向を伺ったところ、是非卒業式に参加したいとのことだったので、卒業式で卒業生の分が終わってから授与した」 C小学校

「保護者と学校の思いが一致したため」 D小学校

「(教員、保護者、児童の発案と一つに) 限定できない」 E小学校

「保護者（遺族）の気持ちを大切にするため」 F小学校

いた教員が多かった。

13 第1次調査の自由記述の方が、当時の実態をより伝えているように受け止められるため、2013年調査の記載を中心としている。

「卒業学年の保護者からの要望があったため」 G 小学校

「本校に在籍していた児童であることには変わりはない」 H 小学校

「・児童の冥福を祈る気持ちから。・残された親族への慰めとして。・亡くなった児童のことを忘れない学校の姿勢として」 I 小学校

3) 中学校

「(校長が) 中学校の教育課程を修了したと判断したため」 J 中学校

「①管理下内の死亡で、本来なら卒業するはずだった。②遺族に提案したところ、快く承諾してもらった。③震災で転出した子も含めて、生徒達も一緒に卒業することを望んでいた」 K 中学校

「(教諭等と遺族以外の保護者から) 一緒に卒業させたいという思いがあったから」 L 中学校

「(校長、地教委¹⁴) 死んだ生徒も他の生徒同様に、卒業を祝ってあげたい」 M 中学校

「(校長、教諭、同級生らの) 死亡した生徒が N 中学校に在籍した証として」 N 中学校

「(校長、教諭、同級生らの) 亡くなった生徒が、この O 中に在籍した証として」 O 中学校

14 地教委が指示したとは考えにくい。そうであるならば管轄下のすべての学校が同様の判断をしただろう。県教委も言っているように、この件について積極的な関わりをしていないと思われる。おそらく授与を決めるに当たって、地教委の意向を確認したということだと考えられる。

「(校長と生徒の要望により) 残された祖父母の心情を慮るとともに、同級生の思いを受けて」 P 中学校

「(校長が) 保護者・遺族に意向をきいたところ、授与してほしいという方が多くいたから」 Q 中学校

「保護者の願いを受けて (教員の発案で) 授与した」 R 中学校

「震災で亡くなったので (親族に配慮して) 授与した」 S 中学校

7. 授与しなかった理由

授与しなかった学校も、葛藤を抱えていた上での判断であったことが窺えた。

1) 小学校

「保護者も一緒に亡くなっていて、受け取る方がいなかった。同級生が、その子の死に対して動揺することが考えられるので、あえて卒業式に証書授与ということはできなかった」 a 小学校

「すでに保護者は他県にいるため (式辞の中で亡くなった子のことに言及した)」 b 小学校

2) 中学校

「・3学年に進級させていなかった。・保護者から申し出がなかった。・学校として追悼の碑をたて、毎年追悼する予定だから」 c 中学校

「(2012年は、震災)発生から1年しか経過しておらず、状況が安定しなかった。学校管理下でないとしても、生徒が犠牲になったことを参加者全員で

受け入れることに抵抗感があったように思う。ただし保護者には参列していただき、卒業アルバムを差し上げた。(2013年は授与)」 d 中学校

3) 高等学校

「死亡した時点で学籍が無くなったから」 e 高等学校

「①卒業証書授与の対象とならないこと。②遺族の心情等を考えると授与することの是非に多々疑問が残ること」 f 高等学校

「平成23年度以降在籍していないため」 g 高等学校

「卒業年度に本人の学籍がない為」 h 高等学校

「本校は単位制高校であり、卒業要件を満たす単位を修得していないと卒業できないため」 i 高等学校

「遺族の方の精神状態を鑑み、学校側から“卒業証書を授与したい”といった旨の連絡、相談をすることが難しいと判断したため」(前例もあるので、「保護者の希望があれば、しかるべき対処ができた」と思うとの記載あり) j 高等学校

「保護者の意向を直接伺ったわけではないが、その心情を考えて『そっとしておくべき』という判断があった」 k 高等学校

「除籍されていたため」(「本校では亡くなった生徒に対しては黙祷をささげることを行なっている」という追記あり) l 高等学校

4) 特別支援学校

「卒業児童ではないので」 m 支援学校

死亡した児童生徒への授与が多い義務制の学校と、学籍の喪失を根拠に授与できないとした高等学校では対応に差があるものの、遺族の心情を忖度し、それぞれの学校の状況を踏まえて判断していたことがわかる。

調査のまとめ

- 1) 東日本大震災で亡くなった児童生徒には、卒業証書が授与された事例が見られる。宮城県における公立学校では、幼稚園66.7%、小学校33.3%、中学校59.1%、高等学校2.9%、特別支援学校0%の授与があった。
- 2) 授与は当該児童生徒の卒業が予定されていた年の卒業式に行われていた。
- 3) 卒業証書は、台帳番号が記入されない象徴的なものであった。
- 4) 授与の発案者は学校の教員で、遺族に意向を確認して実施していた。
- 5) 授与の理由は、「死児と一緒に卒業させたい」という心情が最も多くみられ、死児を悼む気持ちがこれに次ぎ、遺族を慰めるなどより優先順位が高かった。死児を中心に判断されていたことがわかる。

死んだ子どもの歳を数える：民間信仰における子どもの死と卒業証書

「あの子ども生きていれば、卒業式を迎えていたはず」。

卒業式が行われる季節になると、遺族や関係者はいつに増して死んだ子どもを思い出すだろう。人生の半ばで非業の死を遂げざるを得なかった子どもへの痛恨の念は、特に切実なものがある。民間信仰の世界でも、非業の死、子どもの死には特別な儀礼を行ってきた。例えば次の写真を見てもらいたい。死ん

だ子どものために奉納された石の地藏が夥しく並んでいる。堂内にいるのは筆者らなど僅かな生者であるが、数えきれない地藏たちの存在感は圧倒的で、空気を重苦しいものとしている。恰も死者の世界に闖入してしまったかのようだ。しかしここは宗教者が管理する寺院ではなく、地域住民が非業の死を遂げた者たちを供養するために、自分たちで管理している地藏堂である。



青森県 川倉地藏堂（筆者撮影）

ここでは、子を失った親たちは、自らの子のために地藏像を作り、衣裳を着せ、化粧を施し、伝統的な奉納品である手拭いや草鞋の他に、ランドセル、バット、運動靴、体操服、リコーダー、ボール、玩具、菓子など子どもが喜ぶものや、必要であろう学用品を供えている。親たちは大祭に合わせて毎年、衣装や奉納品を更新するという。

地藏堂の境内には水子供養堂もあり、こちらには「花嫁・花婿」人形がまるで人形屋の倉庫のように数知れず奉納されている。婚礼衣装を身につけた花嫁人形、紋付袴に威儀を正した花婿人形、それらがガラスのケースに納められており、死者の氏名・奉納者の氏名・住所が保管期間とともに記載されている。花嫁と花婿の二体が収まったケースも少なくない。

これらは未婚のまま死んだ男女のために、生きていたら「適齢期」に達する

と、男児のためには「花嫁」、女児のためには「花婿」人形が奉納されるといふ習俗である。それらには死者の名前の他に、架空の「配偶者」にも名前が与えられている。それぞれの人形ケースの中には、死者の写真とそれぞれ奉納者の心を込めた供物が納められている。子どもの好きなお菓子にはじまり、ジュース、缶コーヒー、ビールなどがある。また花嫁と花婿の二体奉納されている場合は、その足元に小さな人形が置かれていることもある。結婚して子供が産まれているのである。



(川倉地蔵堂 青森県 筆者撮影)

死んだ子どもたちは、この村はずれのお堂の中で、生者と同じように歳を重ね、学校に行き、酒を飲み、結婚をし、子どもを儲けている。その後は、どうなるのだろうか。実は、結婚をして、子どもが産まれたことより先を示す奉納品はない。このことは非業の死を遂げた子どもは、結婚をして子どもが生まれるまでは特別の供養を必要とするが、その後は成人の死者と同様に「成仏」するのだと考えられていると推測することが可能である。

こうした死児が成長を続けるという感覚は、過去のものでも、東北地方特有のものではない。交通事故現場に交通安全地蔵が立ち、墓に水子地蔵が建てられ、町の一角にある地蔵堂で子供による地蔵盆¹⁵が行われている。石地蔵に子どものための菓子や文具の供物が絶やされず、地蔵の掛ける「涎掛け」¹⁶はいつの間にか新しいものに換えられている、そういった風景は日本各地で見ること

15 京都などの地蔵盆はよく知られている。

16 地蔵の掛けているのは、本来絡子（袈裟）であったと考えられるが、地蔵が子どもと同一視されると「涎掛け」化したと思われる。東北などの東日本では、旧来の四角形であるが、西日本では赤い子どもの涎掛けそのものとなっている。

とができる。死者の結婚についても、未婚のまま戦死した兵士のために靖国神社や護国神社¹⁷に多くの花嫁人形が奉納されていることから普遍的な習俗であることがわかる。冥婚は日本だけではなくアジア各地で見られる習俗でもある。死児が私たち生者と同じように歳を取り、生きていくという感覚は、私たちが意識下にもつ集合的無意識とも言えるだろう。非業の死を遂げた者の供養は、丁重になされなければならない。彼らの無念がこの世に迷い、禍をもたらすことのないように、あの世へ安全に送り出すことは、生き残った者の切実な「責務」でもあろう。サバイバーズ・ギルト (Survivor's guilt) という心理がある。生き残ってしまったことについて死者に対して負う罪責感である。東日本大震災でも多く聞かれたこの苦悩は、生き延びた幸運を素直に喜べない困難な感情であり、時には自殺に追い込まれることもある。だからこそ、非業の死、特に十分な人生を生きることなく死んだ子どもには、せめて成人して結婚する（子を持つ）、すなわち「成仏」するまで供養し続けなければならないのだろう。

震災で死んだ児童生徒が、生者である同級生らとともに進級し、卒業していくというのはこうした習俗を踏まえれば、当然のことかも知れない。公立学校では、宗教的活動が禁じられている。そのため学校にとって死者への供養の一つとして、卒業証書授与という死児の成長を記念する儀礼が必要とされたと考えることができる。卒業生や教職員、保護者たちが死者の記憶と共に新たに生きる未来を歩むためにも、無念であろう死者の霊を慰め、「卒業」させて学校から送り出すことにより、サバイバーズ・ギルトを克服しなければならない。法令違反というリスクを犯しても、死児に卒業証書を授与するという「非合理行為」を選択した深層心理的理由は、こうしたところにあったと考えられる。

附記：本研究は科学研究費基盤研究（C）「東日本大震災後の宗教者一被災者関係の変化と超宗派ボランティア「心の相談室」」（2012、代表 大村哲夫 課題番号24520906）、同じく基盤研究（C）「学校における子どもの

17 靖国神社や護国神社は、死んだ兵士を神に祀る神道の施設である。

死—非業の死の受容に関する宗教学的的研究」(2015、代表 大村哲夫
課題番号15K02052) の助成を受けた。

参考文献

- 大村哲夫 (2013) 「死者が卒業するということ—東日本大震災における慰霊と癒し」『文化』第77巻第1、2号、pp. 32-52
- Saito, C., Ohmura, T., Higuchi, H., & Sato, S. (2015) Psychological Practices and Religiosity (*Shukyosei*) of People in Communities Affected by the Great East Japan Earthquake and Tsunami. *Pastoral Psychology* (65) pp.239-253, DOI 10.1007/s11089-015-0685-x
- 大村哲夫 (2016) 「東日本大地震の被災地から見る日本人の宗教性—非業の死を遂げた子どもへの慰霊をめぐって」『宗教を心理学する—データから見えてくる日本人の宗教性』誠信書房
- OHMURA, Tetsuo, (2020) Exploring Japanese Religiosity after the Great East Japan Earthquake of 2011: Memorializing Tragic Deaths of Children, *The Empirical Study of the Psychology of Religion and Spirituality in Japan* (Ed. Masami Takahashi) pp.37-56, Elm Grove Publishing, San Antonio, Texas